

特別徴収制度
では、個人住民税の
年間の納税額は
変わりません！

平成**21**年**10**月
より個人住民税の
年金からの天引き
(特別徴収制度)が
始まります！

**六十五歳以上の年金受給者で、
個人住民税を納税されている方に
大事なお知らせです**

特別徴収制度は
年金受給者にとって
嬉しい大事な
制度です！

知い合いのおじい
おばあにも教えて
あげようね～



対象となる方

四月一日現在六十五歳以
上の年金受給者で、前年中
の年金所得に対する個人住
民税の納税義務のある方

対象とならない方

- 1 老齢基礎年金の年額が十八万円未満の方
- 2 障害年金、遺族年金のみ
の年金受給者の方
- 3 天引き対象の年金から
所得税、介護保険料、後
期高齢者医療保険料ま
たは国民健康保険税
(料)を控除した後の額
が、個人住民税の年税額
より少ない方 等

【平成21年度の納め方】

時期	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収(個人で納付)		特別徴収(年金から天引き)		
税額	年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1

【平成22年度以降の納め方】

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収(年金から天引き)					
税額	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1

※この税制改正は、納税者の
皆様の利便性の向上と徴収
の効率化を図るため、全国
一律の制度として導入され
るものです。個人住民税の
公的年金からの特別徴収制
度へのご理解をよろしくお
願います。

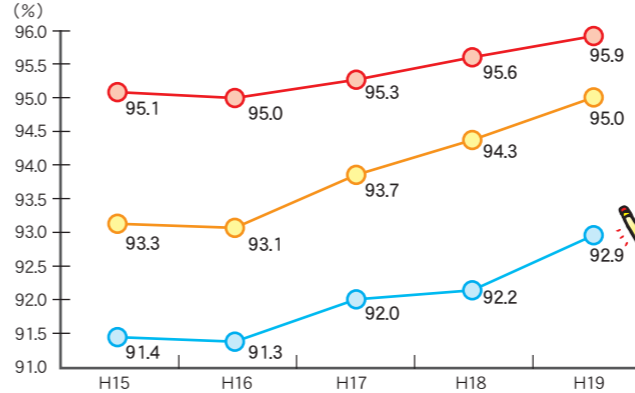
詳しくは、お住まいの市町村の税務担当窓口へ **県税務課 ☎098-866-2101**



**5月は
自動車税の
納期です**

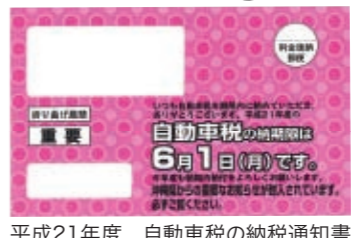
平成21年度自動車税の
納期限は**6月1日**です！

■自動車税の収入率



納期内納付のお願い
自動車税は、県の重要な自主財
源で、道路や病院、県立学校の建
設など、私たちの日常生活に欠か
すことのできないさまざまな公共
サービスを支えています。
本県の自動車税収入率は、年々
上昇しているものの、依然として
全国最下位です。
納期内に納付しない納税者に対
して発送する督促状や催告書に
多額の費用を要しています。

**自動車税のまつ消、名義変更は
お済みですか？**
自動車税は、毎年四月一日現在
の自動車検査証に記載されている
所有者に課されます。
既に手放した車や車検が切れ
た車でも自動車の登録をそのま
まにしておく、自動車税が課さ
れます。
また、住所変更、氏名変更等の
登録がなされないと納税通知書
が届かないことがあります。
自動車検査証の記載内容に変
更がある場合は、登録の手続きを
行いましょう。



コンビニでも納付できます
自動車税は、金融機関、各県税
事務所、宮古事務所県税課または
八重山事務所県税課窓口のほか、
ファミリーマート、コストコ、ア
ローソンなどのコンビニエンスス
トアでも納めることができます。
※軽自動車税は市町村税です。
納付方法等については、お住ま
いの市町村にお尋ねください。

自動車税に関するお問い合わせ

- ◎**県自動車税事務所**
TEL 098-879-1627 FAX 098-879-1620
- ◎**県宮古事務所県税課**
TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
- ◎**県八重山事務所県税課**
TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

自動車税のグリーン化について
環境負荷が小さい自動車
税率が概ね五十%または二十
五%軽減されます。
【対象】
平成二十年四月一日から平成二十
一年三月三十一日までに新車新規
登録をした自動車で、排ガス性能
及び燃費性能に優れた自動車
環境負荷が大きい自動車
税率が概ね十%上乗せされます。
【対象】
平成二十一年三月三十一日までに
①新車新規登録から十三年を超え
るガソリン車及び液化石油、ガ
ス車(LPG車)
②新車新規登録から十一年を超え
るディーゼル車